

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱

令和5年3月31日

制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺対策装置の普及を促進することにより、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図るため、特殊詐欺対策装置を購入する者に対し、市が予算の範囲内において交付する新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、新城市補助金等交付規則（平成17年新城市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺対策装置 電話の着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝えた上で通話を録音する機能を既存のものとして内蔵する固定電話機をいう。
- (2) 高齢者 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者で、第7条の規定により補助金の申請をする日の属する年度の末日において満65歳以上であるものをいう。
- (3) 世帯 住民基本台帳法の規定により市の住民基本台帳に記録されている世帯をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の高齢者を含む世帯において、新品の特殊詐欺対策装置（家庭で使用することを目的とするものに限る。）を1台購入する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、高齢者がいる次の各号のいずれにも該当する世帯の構成員又は市長が特に必要であると認めるものとする。

- (1) 市税を滞納している者がいない世帯であること。
- (2) 次のいずれかの世帯構成であること。
 - ア 高齢者のひとり暮らしである世帯
 - イ 高齢者のみで構成される世帯

ウ 日中に住居にいる者が高齢者のみとなることが常態である世帯

エ その他市長が必要であると認める世帯

- (3) 過去にこの補助金又は類似する補助金等を受けた者がいる世帯ではないこと。
- (4) 新城市暴力団排除条例（平成23年新城市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者がいる世帯ではないこと。
- (5) 特殊詐欺対策装置の購入後に発生した特殊詐欺被害、事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、特殊詐欺対策装置1台分の購入費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。この場合において、設置に要する費用、配送に要する費用及び使用したポイント等については、対象にならないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、7,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、特殊詐欺対策装置を購入した日が属する年度の3月1日までに新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し（購入した日、購入した事業者の名称、購入した特殊詐欺対策装置の額及び申請者の氏名が確認できるものに限る。）
- (2) 購入した特殊詐欺対策装置の機能が確認できるカタログ等の写し
- (3) 特殊詐欺対策装置販売証明書（様式第2。前2号の書類が添付できない場合に限る。）
- (4) 家族状況申出書（様式第3）
- (5) その他市長が必要であると認める書類

（決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書（様式第5）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得した特殊詐欺対策装置を法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、売却し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害による破損等自己の責めに帰すべき事由以外の事由により特殊詐欺対策装置を処分するとき。

(2) その他市長が適当であると認めるとき。

2 市長の承認を受けて特殊詐欺対策装置を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（報告等）

第11条 市長は、補助対象事業に関して補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月14日改正）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 7 条関係)

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付申請書

年 月 日

新城市長

申請者 (購入者)

住 所

氏 名

電話番号

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により次のとおり申請します。

購入額	円			〔 設置費用・配送費用・使用したポイント 等分の金額は対象になりません。 〕
申請額	円			
装置	メーカー			
	製品名・品番			
世帯	<input type="checkbox"/> 高齢者のひとり暮らし世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 日中に在宅する者が高齢者のみとなることが常態である世帯 <input type="checkbox"/> その他特別な事情がある世帯			
世帯内の 高齢者	氏名		申請者 との続柄	
	生年月日	年	月	日 (歳)

添付資料

- (1) 補助対象経費の支払手続が完了したことを証する書類の写し (購入日、購入先、購入した特殊詐欺対策装置の金額及び申請者の氏名が確認できるものに限る。)
- (2) 購入した特殊詐欺対策装置の機能が確認できるカタログや説明書の写し
- (3) (1)と(2)が添付できない場合は特殊詐欺対策装置販売証明書 (様式第 2)
- (4) 家族状況申出書 (様式第 3)
- (5) その他市長が必要であると認める書類

誓約書

私は、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。

- 1 申請書の記載内容に間違いがないこと。
- 2 世帯の全員に市税の滞納がないこと。
- 3 過去にこの補助金又は他の特殊詐欺対策装置購入の補助金等を受けた者がいる世帯ではないこと
- 4 暴力団員、暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者がいる世帯ではないこと。
- 5 特殊詐欺対策装置を家庭用として使用すること。
- 6 特殊詐欺対策装置を補助金の受領した日から1年間使用すること。
- 7 特殊詐欺対策装置の機能と適切な使用方法について、販売事業者から説明を受けたこと。
- 8 特殊詐欺対策装置設置後に発生した特殊詐欺被害等について、市が一切の責任を負わないことについて了承すること。
- 9 申請の内容を審査するために、住民基本台帳及び市税の滞納の有無に関する税務資料を確認することについて世帯の全員が了承していること。
- 10 申請の内容及び誓約事項について虚偽があった場合は、市に対して補助金の全額を返還すること。

年 月 日

氏名 _____

様式第2（第7条関係）

年 月 日

新城市長

販売店
所在地
名 称
代表者 ⑩

特殊詐欺対策装置販売証明書

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金に係る本店が販売した特殊詐欺対策装置について、次に記載する事項が事実と相違ないことを証明します。

1 購入者氏名

2 販売日

年 月 日

3 メーカー

4 製品名若しくは品番

5 販売額（税込み。ポイント等で支払われた額は除くこと。）

円

担当者

連絡先

※ 担当者の方へ市から問合せをする場合があります。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

新城市長

申請者

住所

氏名

家族状況申出書

同居の家族は、次のとおりです。

申請者から みた続柄	氏名	生年月日	日中不在の理由 (勤務先、学校等) (65歳未満の方のみ)
本人		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※ 成人（18歳以上）の同居の家族を記入してください。

様式第4（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

新城市長 印

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金については、新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件

様式第5（第9条関係）

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金請求書

新城市長

請求者

住所

氏名

⑩

新城市特殊詐欺対策装置購入費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 請求金額

金 円

2 振込口座

金融機関名		本店・支店名	本店 支店 出張所
預金種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義	-----		

※ 口座名義が申請者と同一であるものに限ります。

※ 振込先の金融機関名、本・支店名、口座番号のわかるもの（通帳等）の写しを添付してください。